

米軍人による北谷町における女性殺害事件に対する意見書

基地あるが故の事件で、またしても県民の尊い命が奪われた。

新聞報道によると4月13日朝、北谷町桑江のアパートで在沖米海兵隊所属の米海軍3等兵曹ガブリエル・オリベーロ容疑者が、この部屋に住む日本人女性を殺害し、その後に自殺したとみられる悲惨な事件が発生し、県民に大きな悲しみと衝撃が起っている。

被害女性は昨年10月頃から米兵のつきまとい行為や乱暴、器物損壊など数々のDV被害を受けていた事から、今年の1月には憲兵隊に複数回に渡って相談していた経緯があったとの事である。

米軍は米兵に対して女性に近づく事を禁止する軍事保護命令(MPO)を出していたにも拘わらず、事件当日に外泊許可を出していた事も判明した。

これは基地外での行動を把握しないまま外泊を許可した米軍当局の監督責任が問われる。なお、県警は人身関連事案として女性を保護対象に指定していたが、基地内外の捜査当局が関わりながらも救えなかつた。

また、この事件は米軍の事件・事故を防止するための「リバティー制度」を緩和した直後に起きた事件である。事件の発生時には被害者女性の子どもが居合わせたこともあり、心のケアも重要である。

3年前にうるま市で発生した米軍属による女性暴行殺人事件、さらに昨年、本村で起きた陸軍兵による住居不法侵入事件後の記憶も消えない中、またもや、この様な事件が発生した事は2,000人余の米軍人・軍属を抱える本村にとっても大きな不安と恐怖を覚えるものであり、断固として抗議する。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、安全と平穏な生活を守る立場から米軍及び関係当局に厳重に抗議するとともに、下記事項について早急に取り組むよう強く要請する。

記

- 1 被害者遺族への謝罪と完全補償を行うこと
- 2 米軍人への綱紀粛正とさらなる教育を徹底すること
- 3 本件の原因究明とその結果を公表すること
- 4 リバティー制度の緩和を撤回すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年4月23日

沖縄県読谷村議会

あて先

内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、外務省特命全権大使（沖縄担当）、沖縄防衛局長

米軍人による北谷町における女性殺害事件に対する抗議決議

基地あるが故の事件で、またしても県民の尊い命が奪われた。

新聞報道によると4月13日朝、北谷町桑江のアパートで在沖米海兵隊所属の米海軍3等兵曹ガブリエル・オリベーロ容疑者が、この部屋に住む日本人女性を殺害し、その後に自殺したとみられる悲惨な事件が発生し、県民に大きな悲しみと衝撃が起きている。

被害女性は昨年10月頃から米兵のつきまとい行為や乱暴、器物損壊など数々のDV被害を受けていた事から、今年の1月には憲兵隊に複数回に渡って相談していた経緯があったとの事である。

米軍は米兵に対して女性に近づく事を禁止する軍事保護命令(MPO)を出して、いたにも拘わらず、事件当日に外泊許可を出していた事も判明した。

これは基地外での行動を把握しないまま外泊を許可した米軍当局の監督責任が問われる。なお、県警は人身関連事案として女性を保護対象に指定していたが、基地内外の捜査当局が関わりながらも救えなかった。

また、この事件は米軍の事件・事故を防止するための「リバティー制度」を緩和した直後に起きた事件である。事件の発生時には被害者女性の子どもが居合わせたこともあり、心のケアも重要である。

3年前にうるま市で発生した米軍属による女性暴行殺人事件、さらに昨年、本村で起きた陸軍兵による住居不法侵入事件後の記憶も消えない中、またもや、この様な事件が発生した事は2,000人余の米軍人・軍属を抱える本村にとっても大きな不安と恐怖を覚えるものであり、断固として抗議する。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、安全と平穏な生活を守る立場から米軍及び関係当局に厳重に抗議するとともに、下記事項について早急に取り組むよう強く要求する。

記

- 1 被害者遺族への謝罪と完全補償を行うこと
- 2 米軍人への綱紀粛正とさらなる教育を徹底すること
- 3 本件の原因究明とその結果を公表すること
- 4 リバティー制度の緩和を撤回すること

以上抗議する。

平成31年4月23日

沖縄県読谷村議会

あて先

駐日米国大使、在日米軍司令官、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官